

契 約 書

札幌市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、白石清掃工場で使用する電力の調達に関し、以下の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、仕様書その他の関係書類に基づき、発注者がこの契約書の頭書に記載する電力の需要に応じて電力を供給し、発注者はこれに対価を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約単価は、この契約書の別紙「単価一覧」の単価とし、この単価は消費税及び地方消費税を含むものとする。

（契約期間）

第3条 契約の期間は、令和4年10月1日から令和5年9月30日までとする。
ただし、発注者は、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算について削除又は減額があった場合には、この契約を解除することができる。

（契約保証金）

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りではない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額（発注者があらかじめ示した購入予定数量を基にして第11条第2項の規定により計算して得た額）の100分の10以上としなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

（契約電力）

第6条 この契約における契約電力（契約上使用できる最大電力をいう。以下同じ。）は、仕様書に規定する契約電力による。

（契約電力の変更）

第7条 契約電力が500kW以上の施設において、前条に規定する契約電力を変更する必要があると認めるときは、発注者と受注者が協議のうえ、これを変更することができる。

2 発注者が、前項の変更を行わず、契約電力を超えて電力を使用した場合は、受注者の責に帰する場合を除き、当該超過分に係る代金（以下「超過金」という。）を支払うものとする。この場合において、超過金の金額は発注者と受注者が協議のうえ決定する。

3 契約電力が500kW未満の施設の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とし、契約電力が500kW以上となる場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

（使用電力量の増減）

第8条 発注者がこの契約により使用する電力量（以下「使用電力量」という。）

は、発注者が仕様書で示した予定電力量を上回り、又は下回ることができる。

（計量及び検査）

第9条 計量日時は発注者と受注者が協議のうえ各月ごとに定めるものとし、受注者は、発注者の最大需要電力（需要電力の最大値であって、託送用計器により計量される値をいう。）及び使用電力量を、計量器に記録された値により計量をし、その結果について発注者に速やかに通知のうえ、検査を受けなければならない。

2 発注者は、前項による通知を受領した日から起算して10日以内に検査を終えなければならない。

3 自家発補給電力の使用電力量については、次の各号により計量するものとする。

(1) 発注者が自家発補給電力を使用した場合の使用電力量は、自家発補給電力使用時間中の全使用電力量から、自家発補給電力使用時間に基準の電力を乗じた値を差し引いた値とする。

(2) 基準の電力は、自家発補給電力使用の前3日間における各時間帯別の常用電力の平均電力とする。

(3) 自家発補給電力使用の前3日間における常用電力の使用電力量がない場合、自家発補給電力の使用電力量は、自家発補給電力使用時間に自家発補給電力の契約電力を乗じた値とする。ただし、自家発補給電力使用時間中の最大需要電力が常用電力の契約電力以下のときは、自家発補給電力が使用されなかったものとする。

(4) (3)により算出して得られた値を自家発補給電力使用時間中の全使用電力量値が下回った場合、自家発補給電力の使用電力量は、自家発補給電力使用時間中の全使用電力量値とする。

4 上記のほか、検査に必要な事項は、発注者と受注者が協議のうえ、これを定める。

(電気料金の算定期間)

第 10 条 電力の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までとする。

(電気料金の算定及び支払)

第 11 条 受注者は、第 9 条第 1 項の規定による検査に合格したときは、電気料金の支払を請求することができる。

2 前項の電気料金は、次の各号に掲げる料金を合算した金額を需要場所ごとに算定する。

(1) 電気料金（別紙一覧に規定する契約電力に、単価一覧の基本料金契約単価を乗じて計算した金額と、該当期間の使用電力量に単価一覧の電力量料金契約単価を乗じて計算した金額）

(2) 力率の変動、燃料費調整、その他の要因（当該地域における電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定される一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」という。）が定める託送条件等）による電気料金の調整額

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

3 前項の電気料金の算定に際し 1 円未満の端数が生じる場合は、前項第 1 号及び第 2 号に掲げる金額を合算した金額の端数を切り捨てた金額と前項第 3 号に掲げる金額の端数を切り捨てた金額の合計により算定するものとする。

4 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に第 1 項に規定する電気料金を支払わなければならない。

5 請求にあたり、需要場所ごとに算定した電気料金の取りまとめが必要な場合は、発注者と受注者が協議のうえ、取り決めるものとする。

6 発注者の責に帰すべき事由により、第 1 項の規定による電気料金の支払が遅れた場合において、受注者は、支払期日の翌日から支払の日までの期間の日数に応じて延滞利息を請求することができる。

7 発注者がその責に帰すべき事由により第 9 条第 1 項の期間内に検査をしない

ときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、第4項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間はその超えた日において満了したものとみなす。

- 8 第6項の延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたもの及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合で算定した金額とする。

（算式）再生可能エネルギー発電促進賦課金×10/110

なお、消費税等相当額及び算式により算定された金額の単位は1円とし、端数は切捨てとする。

（事情変更）

第12条 この契約を締結した後において、需要場所の増減、契約電力の増減、一般送配電事業者の定める託送供給等約款の改定、法令の制定又は改廃その他経済事情の変化等により契約条件が著しく不適当となったときは、発注者と受注者協議のうえ、当該契約の全部又は一部を変更することができる。

- 2 前項の協議は、文書をもって相手側に申し入れるものとする。
- 3 電気料金の算定の基礎となる燃料費の変動により契約単価を変更する必要が生じた場合は、受注者は、前2項の規定にかかわらず、文書による通知をもって協議に代えることができる。ただし、発注者が当該通知を受け取った日から10日以内に異議を申し出た場合は、この限りでない。

（損害賠償の負担）

第13条 受注者は、自己の責による電力供給の停止等により発注者に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

- 2 第三者の行為により電力供給の停止等を生じた場合において、発注者が当該第三者に損害賠償の請求をするときは、受注者は、発注者に協力するものとする。
- 3 第1項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者協議のうえ、これを定める。

(発注者の解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (2) 契約期間内に履行の見込みがないと認められるに至ったとき。
- (3) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受注者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに応じなかつたとき。
- (5) その他契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

- 2 前項の規定により契約を解除された場合については、受注者は、発注者にその損害の賠償を求めることができない。
- 3 発注者は、第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、受注者と協議して、その損害を賠償しなければならない。
(契約が解除された場合等の賠償金)

第14条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、発注者は、当該各号に該当することとなった日から契約期間の満了日までの間に対応する購入予定数量を基にして第11条第2項の規定により計算して得た額の100分の10に相当する金額を賠償金として請求することができる。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
 - 3 第1項の規定により契約を解除された場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。
(談合行為に対する措置)

第15条 受注者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の100分の20に相当する額を発注者に支払わなければならぬ。この契約による電力の供給後についても同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかつた場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。

- (2) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (3) 前 2 号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第 96 条の 6 の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。
- 3 前 2 項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

（受注者の解除権）

第 16 条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。
- 3 前項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者協議のうえ、これを定める。

（資料の提供）

第 17 条 受注者は、発注者が電力の使用及び電気料金に関する資料を必要とするときは、その請求に応じてこれらの資料を提供するものとする。

（守秘義務）

第 18 条 発注者及び受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行にあたり知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。契約期間の満了後においても同様とする。

- 2 前項の規定は、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続きにより開示するときは適用しないものとする。

（契約保証金の返還）

第 19 条 発注者は、受注者が契約期間中の電力の供給を完了したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（管轄裁判所）

第 20 条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

（雑則）

第 21 条 受注者は、この契約書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（第 34 年法律第 137 号）、労働

安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他労働及び社会保険に関する法律を遵守するものとする。

2 この契約書に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議のうえ、これを定める。

上記契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、発注者、受注者双方記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　札幌市

代表者　　市長　秋元　克広

受注者　　住　所

氏　名

単 価 一 覧

以下の各契約種別において基本料金及び電力量料金単価には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

また、電力量料金は、燃料費調整を行うこととし、その方法は、当該地域における旧一般電気事業者の小売部門（みなし小売電気事業者）が用いる方法を準用する。

I 常用電力（常用線）

1 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとする。但し、全く電気を使用しない場合（予備線によって電気を使用した場合を除く。）の基本料金は、半額とする。

契約電力 1 キロワットにつき	円 錢
-----------------	-----

2 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、次のとおりとする。

1 キロワット時につき	円 錢
-------------	-----

3 力率割引及び割増し

基本料金において力率割引がある場合には、次の(1)、(2)の条件に従い、割引又は割増を行う。

(1) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントとする。）とする。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなす。

(2) 力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しする。

4 平均力率の算定式

平均力率の算定式は、次のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100 \text{ (パーセント)}$$

(1) 平均力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(2) 有効電力量及び無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

Ⅱ 予備電力（予備線）

1 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりとする。

契約電力 1 キロワットにつき	円 銭
-----------------	-----

2 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、常用電力の該当料金を適用するものとし、常用電力とあわせて算定する。

3 力率割引及び割増し

力率割引及び割増しはしない。但し、常用電力の力率割引及び割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常用電力によって使用した電気とみなす。

III 自家発補給電力（常用電力）

1 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとする。但し、全く電気の供給を受けない場合の基本料金は、20 パーセントとする。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなすものとする。

契約電力 1 キロワットにつき	円 銭
-----------------	-----

2 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、定期検査または定期補修によりに使用された電力量には定期検査時料金を、それ以外に使用された電力量には定期検査外料金をそれぞれ適用する。

	定期検査時料金	定期検査外料金
1 キロワット時につき	円 銭	円 銭

3 力率割引及び割増し

基本料金において力率割引がある場合には、次の(1)、(2)の条件に従い、割引又は割増を行う。

(1) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントとする。）とする。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85 パーセントとみなす。

(2) 力率が 85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しする。

4 平均力率の算定式

平均力率の算定式は、次のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100 \text{ (パーセント)}$$

(1) 平均力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

(2) 有効電力量及び無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

IV 自家発補給電力（予備電力）

1 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりとする。

契約電力 1 キロワットにつき	円 銭
-----------------	-----

2 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、自家発補給電力（常用電力）の該当料金を適用するものとし、自家発補給電力（常用電力）とあわせて算定する。

3 力率割引及び割増し

力率割引及び割増しはしない。但し、自家発補給電力（常用電力）の力率割引及び割増しの適用上、自家発補給電力（予備電力）によって使用した電気は、原則として自家発補給電力（常用電力）によって使用した電気みなす。